

番号	事務事業名	所管課	H26予算(千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
1	地域改善対策奨学資金事業	教育政策課	80	福岡県の奨学金制度で市への一部委託事務。奨学金の貸与者に対し、市が免除や猶予の申請受付を行う。	奨学資金(貸付金)の貸与者に対し、返還の猶予や免除申請の事務を適正に行う。		奨学資金貸与者の内、免除申請希望者に対して、案内・受付・相談等を行う。	返還免除申請等のため、平成26年6月16日に自治会館で説明会を実施。あわせて、教育政策課窓口で随時審査等を実施し現在までの申請件数は19件である。福岡県から返還事務取扱交付金交付予定。
2	学力向上支援事業	教育政策課	57,060	市費で非常勤講師(学力向上支援教員)を任用して指導方法の工夫改善に取り組む小中学校に配置する。	学力向上支援教員が、少人数指導や特別な支援を要する児童生徒への支援を行うことで、きめ細やかな指導および個に応じた指導の充実を図り、もって確かな学力の育成につなげる。	県費教員のほか市の独自財源で講師を雇用し各学校の実情に応じたきめ細かい指導及び個に応じた指導を行っており評価できる。学力テスト結果だけでは判断できないが、重層的な効果についての検証が必要である。この事業以外に市費で人的支援がなされているが、事業ごとに取り組み内容を検証し、優先順位をつける必要がある。また、人材育成や人材確保では、例えば「少人数」「特別支援」などの区分を設けるなどして採用するとより充実した人材を確保できる。	市立16小・中学校に学力向上支援教員24人を配置し、各中学校区の実情に応じたきめ細かい指導及び個に応じた指導を行う。学力テストを実施後、市全体の分析を行うとともに学校毎の分析を奨励して実態に応じた対応策を講じることで学力アップにつなげる。 ※平成26年度学力向上支援教員の任用に際しては、小中一貫教育の中での配置としたため定員全員を公募。	平成26年度学力向上支援教員の任用に際しては、小中一貫教育の中での配置としたため定員全員を公募し、市立16小・中学校に学力向上支援教員24人を配置。少人数指導や県費教員とのチームティーチング、個別指導を実施し、児童生徒の学力向上に努めている。指導力・授業力の向上を図るため、4月に全体研修会を実施する他、9月から指導主事が通算経験2年以下の支援教員の配置校を訪問し、授業指導等を行っている。学力テストを実施後、市全体の分析を行うとともに学校毎の分析を奨励して実態に応じた対応策を講じる予定。
3	学校運営推進事業(学校の日、教職員研修事業)	教育政策課	37,181	現任教員を県教育委員会から割愛、市教育委員会に配置して「小中一貫教育の推進」「教職員研修」「学校改善訪問」「小中学校の教育課程、学習指導等の改善」「教育施策の策定」等を行う。(指導主事の設置根拠:地方教育行政の組織及び組織に関する法律第19条)教育課題解決のための検討・協議、教員の人材育成等を行う学校教育研究協議会に参加し、その活動を支援する。	指導主事の配置等により教員の人材育成のための取組みや学校の教育活動支援を行うことで、子どもたちに生きる力を育成する教育活動をバランスよく行うための教育環境づくりを目指す。	●学校の日 学校の日をいち早く導入し、学校教育の理解や信頼高揚を図っていることは評価できる。ただし、最終成果を来校者数の確保だけでなく、外部評価の観点ではアンケート結果を活かす方法の検討など、視点を変える工夫が必要である。 ●教職員研修事業 計画された研修よりも教職員自身が企画した研修を行った方が、モチベーションも高いため、より大きな研修効果が得られると考えられる。そのため、教職員の自主的な研修に対する支援の充実が重要である。また、その分、従来の計画された研修は、整理・統合を行うことが望ましい。 ・教職員が日々の実践に対して、より効果的で必要な研修という観点から、既存の研修を整理、見直ししていく必要がある。 ・研修を受けた後の評価を研修の体系ごとに整理することで、研修内容の過不足を明らかにし、改善に結びつけることが望ましい。	市主催教職員研修を実施するとともに、校内研修充実に向けて指導主事が指導助言等の支援を行う。市以外の関係機関が実施する各種研修の連絡調整と教職員・学校管理職に対して学校運営全般に関する指導助言を行う。「学校の日」を実施して学校の教育活動を公開する。学校教育研究協議会による各種事業を支援する。(年3回の会議開催、教育講演会の開催、研究委嘱校・自主研究グループへの活動費助成)	学校教育研究協議会を平成26年5月14日、10月6日に開催し、今年度の宗像市教育委員会の取組や教師の経営力・指導力・組織力の充実を図るための小中学校の校長及び教頭の取組状況について協議・検討を行った。8月22日に教育講演会を開催し、457名の教職員の参加があり、アンケート結果では、「とてもよい」「よい」が約97.3%を占めた。 平成26年度研修計画書に基づき教職員研修を実施。 学校の日は、5月789人、6月1,179人、9月1,548人(7月は台風により中止)が来校。道徳・学級活動の授業公開を行うほか、PTAによるふれあいティールームや校長との懇談会等、各学校で特色ある取組みが展開されている。
4	学校適応指導教室運営事業	教育政策課	7,209	学校適応指導教室を設置・運営して、不登校および不登校気味の児童生徒に対して、集団適応指導、学習指導、生活指導、体験活動指導等を実施する。	適応指導教室に通室している児童生徒に各種指導・支援を行うことで、共同生活の中で自立する力を養い、学校生活に復帰できるようにする。	・適応指導教室の事業内容は、体験活動等を含め充実し、先生方の熱意もあることで、通室生が学校へ復帰したり進学したり明るくなったりするなどの成果もあげている。そのため、基本的には現行どおりに事業を実施することによい。 ・適応指導教室に勤務する相談員は、現在臨床心理士の資格を有していないため、臨時的な見地からの専門的な助言や対応が不十分な点も考えられる。また、他の相談員への助言役としても臨床心理士の有資格者がいたほうがよいと考えられる。そのため、今後は、有資格者の採用を検討していくことが適切だと考えられる。さらに、今後はスクールソーシャルワーカーの活用も考えておくことが望ましい。 ・今後も継続して個別に丁寧に対応していくことが求められるが、児童委員、民生委員等ともさらに連携して、子どもの総合的支援の視点が必要であろう。 ・適応指導教室への通室は不登校児童生徒全体の20%程度にとどまっている。ここに通室する子どもは、比較的に元気がある者ではないが、この教室に通う元気がないような残り8割の子どもの対応が必要だと考えられる。また、将来、不登校になる可能性のある子どもたちへの対策を検討していくことが必要である。	通室する児童生徒に対して集団適応指導、学習指導、体験活動、教育相談等を行うとともに、在籍校と連携を密にしてチャレンジ登校等に取り組み、学校復帰に向けた各種支援を行う。中学校区配置のスクールカウンセラーと連携したり、スクールアドバイザーを活用したりして、指導員らの教育相談機能を高める。市全体の不登校児童生徒の現状把握を行い、学校適応指導教室での指導効果が高いと思われる児童生徒の掘り起こしの手立てを検討する。	10月末現在の入室生6人(中学3年1人)、体験入室生6人に対し学習指導、生活指導、体験活動等を実施した。学校訪問を行って生徒に関する情報交換を行うとともに担任や管理職に教室訪問を促し子どもの様子を見てもらったり打ち合わせを行ったりした。 10月に野外炊飯活動を実施し、合計4人の参加があった。 平成26年度からスクールアドバイザー(臨床心理士)を毎月2日派遣して、カウンセリングや指導員への研修等を実施した。
5	小中一貫教育推進事業	教育政策課	10,541	市内全域で小中一貫教育の推進が図られるよう人的物的支援を行う。(学園コーディネーター、公用車の配置)小中一貫教育全国連絡協議会に加入し、サミット等に参加する。	中学校区において共通の教育目標や重点目標を設定し、教育課程を編成・実施・評価するとともに、それらを支える組織・経営・学習指導等の効果的な継続・発展を図る。教育目標や重点目標に達成度を測る成果指標を位置づけ、小中の組織の協働性を活性化させるとともに家庭・地域との連携を充実させる。これらのことで、児童生徒に生きる力を育み、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを推進する。	・自己学習を支援するシステムに対し、予算を増額する。 ・宗像市での小中一貫教育の取り組みは、中学校区の教職員が目標を共有化し、学習規律や指導方法、指導内容を一貫することにより、「中一ギャップ」の解消や児童生徒の学力の向上に関して成果を上げていると評価できる。今後は、地域の特色を生かし、家庭・地域がさらに参画するための取り組みの充実や授業の方法や内容、生活指導の充実、校区の小中学校の教職員全員で取り組む必要がある。 ・高学年の専科や乗り入れ授業を他の学校でも実施することが望ましいが、担当教師の負担軽減のためにも、今後、支援教員を拡充すべき。 ・小中一貫教育の良さを特別支援教育で生かしてほしい。特に、中学校での充実が望まれる。 ・全国的には評価は定まっている小中一貫教育によって、本市が目指す学力向上や、「中一ギャップ」等、常に確認し、それに基づく丁寧な成果の検証を引き続き行う必要がある。ただし、現場の教員、児童生徒に過度な負担がかからない範囲で効果の検証を充実させるべき。 ・市長部局と連携し、県から必要な権限・財源の移譲をもっと積極的に行う必要がある。	3中学校区に学園コーディネーターを配置して、学校間や学校と地域が円滑に連携できるよう連絡調整を行うとともに、小中一貫教育推進のため、PTA活動推進支援、授業支援、教職員の人材育成および広報活動等を行う。兼務教員等の学校間移動を容易にするため、公用車2台を購入して玄海中学校区に配備する。第Ⅱ期小中一貫教育基本方針の内容について各種研修会等で説明し、教職員への周知を図る。	3中学校区(城山中学校区、中央中学校区、日の里中学校区)に学園コーディネーターを配置し、小中一貫教育推進のための連絡調整、PTA活動支援、広報活動や授業支援を行っている。玄海小学校、玄海東小学校に公用車を各1台配置した。
6	研究プロジェクト事業	教育政策課	2,540	福津市教育委員会、福岡教育大学と連携して共同研究プロジェクトを実施し、若年教員研修プログラムの開発と実践研究を行う。	若年教員の授業力、学級経営力及びコミュニケーション力の向上を図る。		福津市・福岡教育大学との共同研究プロジェクト(研修プログラム開発、実践研究等)を継続して実施する。プロジェクトが円滑に進むよう教育連携コーディネーターを配置して、学校、市、大学との連絡調整を行う。	ICTに関する研修会を4回、外国語に関する研修会を3回、特別支援教育に関する研修会を2回、全体研修会を2回、連携会議を2回実施。今後も各研修会を実施予定。
7	心の相談事業	教育政策課	3,437	中学校にスクールカウンセラー(臨床心理士)を配置し、児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、市内小中学校で突発的に発生した不慮の事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言、そのほか各種相談事業に対する指導助言を行う。小学校の要請に応じてスクールアドバイザーを派遣する。	市内中学校にスクールカウンセラー(臨床心理士)を配置し、児童生徒へのカウンセリング等を行って、学校の教育相談機能を高め、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸問題の解決に資する。	・22年度は、スクールカウンセラーによる相談件数が延べ1000回以上となり、研修会などでの教職員への助言・指導とともに高く評価できる。 ・スクールカウンセラーは、現在、中学校に配置しているが、その役割は、今後も学校現場でますます重要になると予想される。特に、小学校ではスクールカウンセラーの派遣依頼も増加しており、必要性を考慮すると、拡充してもう一人配置すべきである。 ・スクールカウンセラーの存在を知らない保護者もいるため、機会あるごとに存在をアピールしていく必要がある。 ・生徒が相談しやすい雰囲気になっていると考えられるが、保護者や教諭が気軽に話せるような環境の整備に取り組む必要がある。 ・心の教室相談員は、問題が深刻化しないような対応が求められるため、研修を充実させて資質向上を図る必要がある。 ・心の相談事業だけでなく、全体的な指摘となるが、不登校やいじめに悩む児童生徒の早期発見に努めるとともに、解決のための方策を関係機関と連携して検討すべきである。	全中学校に県派遣スクールカウンセラーを配置し、児童生徒への相談活動、学校支援を行う。 市費雇用スクールカウンセラーを城山中学校、河東中学校に配置する。スクールアドバイザーを希望する小学校に派遣して、児童の心のケアや教職員・保護者への助言等を行うなど、学校の教育相談活動の充実を図る。	市費で城山中学校と河東中学校にスクールカウンセラー各1名を配置することに加えて県からスクールカウンセラー5名の派遣を受け、市内全中学校に週半日～週1日配置した。県の新規事業として、心のレスキュー隊(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)の派遣を受けて1中学校へ派遣し配慮を要する児童等への対応方法について指導助言を受けた。緊急スクールカウンセラー派遣事業により県からカウンセラーの派遣を受けて被災地から転入した児童生徒に対してカウンセリング等を実施した。市費スクールアドバイザーを月6日程度、希望する小学校に派遣して、カウンセリング活動や教職員に対する支援を行った。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
8	教職員服務関連事業	教育政策課	4,776	教職員の健康診断の実施。教職員の表彰・叙勲に関する手続き。教職員の任用・昇任・給与・手当・処分・免許更新・休職等、服務全般に関する事務を行う。講師任用に関する事務を行う。	教職員の服務全般に関する事務を適正に行うこと。宗像市立小中学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを行う。		教職員の服務全般に関する事務を行う。教職員の健康診断、長時間労働等面接指導及び海外派遣労働者健康診断を実施する。	教職員の表彰や昇給、給与・手当、処分、免許更新の事務を行っている。また、教科欠、定数欠、病休、産休、育休等の場合は、教育事務所や学校と協議しながら代替講師任用手続きを行った。教職員の健康診断については、8月に実施し331人が受診し、健康管理に努めている。
9	教育委員会事務局総合調整事務	教育政策課	0	宗像市立小・中学校に配置する期限付任用職員の任用関連事務、教育部内の連絡調整事務、教育委員会事務局職員の処分関連事務を行う。	教育委員会の内部事務や学校支援に関する事務が円滑に進み、宗像市立小中学校における教育活動と教育環境の充実が図られる。		期限付(非常勤)任用職員等の任用手続きを行う。部門会議、係長会議等を開催して部内の連絡調整・情報交換及び各課の課題等について共通認識を図る。	教育部の期限付職員の任用に伴う各種手続きを行った。毎月部門会議、係長会議を開催し、課題認識、情報共有や連絡調整を行い、事務改善につなげた。
10	教育委員会運営事務	教育政策課	3,680	定例教育委員会及び臨時教育委員会を開催し、学校教育の振興(学校の設置管理、教職員の人事及び研修等)、生涯学習・社会教育の振興(生涯学習・社会教育事業の振興、公民館、図書館等の設置等)芸術文化の振興、文化財の保護(文化財の保存、活用、文化施設の設置等)スポーツの振興(指導者育成、確保、体育館等のスポーツ施設の設置運営等)の基本的な方針などの決定を行う。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条】	レイマンである教育委員の合議により、大所高所から基本方針を決定したり、教育関連事業の点検評価を行ったりすることで、広く社会の常識や住民ニーズを各種施策に適切に反映させることを目指す。		定例教育委員会を月1回、臨時教育委員会を必要に応じて開催する。市の教育行政全般に関して広く周知するため、教育委員会の会議資料等を市ホームページで公開する。教育委員の資質向上のため、研修を実施または他機関主催の研修会への案内を行う。	10月末時点で定例教育委員会を7回開催し、学校の振興(学校設置管理、教職員の人事)、生涯学習・社会教育の振興(生涯学習・社会教育事業の振興、図書館の設置等)芸術文化の振興、文化財の保護(文化財の保存、活用、文化施設の設置等)スポーツの振興(指導者育成、確保、体育館等のスポーツ施設の設置運営等)の方針などについて協議を行った。議案件数は、34件、協議事項3件、報告事項85件。
11	教育相談員配置事業	教育政策課	2,225	教育委員会に教育相談員(非常勤任用職員)を置き、市内小中学校における学習指導、生活指導上の問題等に関して、保護者や地域からの相談や苦情を聞き、当事者間の調整や学校への支援・指導を行う。	教育相談員が、保護者や地域から寄せられた学校に関する相談や苦情について事実確認、関係者間調整、必要に応じて学校への支援・指導を行うことで、問題の解決を図る。	・子どもをとりまく教育環境は、複雑化し、保護者、教員、子ども等の相談苦情は、増加の傾向にあるため、話を十分に聞いて、関係者との連携を図り、問題・課題解決をしていく教育相談員の果たす役割は大きい。本来の目的である、保護者・地域からの相談という点で、相談員のサポート体制も含めてうまく機能していると思われる。 ・保護者から学校に関する相談を聞き取り、解決に向けて対応することで成果を上げているので、今後も配置すべき。 ・相談員の入れ替え等にも留意しながら、適宜必要な見直しを行いつつ、まずは現行の枠組みの中で継続していく必要がある。 ・相談者からの相談員に対する意見の全体的把握も必要。	教育委員会に教育相談員1人を設置し、学校、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、子ども相談センター相談員等と連携しながら教育相談を行い、問題の解決を図る。	保護者等からの要望・苦情・相談および学校からの相談への対応35件(10月末現在)。学校訪問を行って不登校児童生徒等の配慮を要する子どもの状況把握に努めるとともに、主に保護者等の相談者に対して丁寧な対応を行って解決を図った。適応指導教室や家庭児童相談室等の関係機関と情報交換を行った。
12	教育評価委員会事業	教育政策課	246	教育評価委員会を設置して、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行う。点検及び評価を行うに当たっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。	効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。		教育評価委員会を設置して、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行う。評価後に報告書を作成して議会に提出するとともに、市ホームページにて公表する。	第1回教育評価委員会を9月18日に開催し、今後、平成25年度に実施した10事業の点検・評価を行い、対応方針を記載した報告書を作成し、市議会へ報告するとともに、市ホームページ掲載による市民への公開を行う予定。
13	学校教育一般事務(通学・学校安全事務)	教育政策課	2,935	児童生徒数の推移や統計調査により学級数を把握し、教員基準定数を作成する。就学の手続き・受付事務区域外通学申請受付・承認いじめ・不登校を含む生徒指導上の諸問題に関する実態調査の実施及び各種調査回答の作成学校文書事務	児童生徒数の推移や統計調査により学級数が算定され、学級編制(教員基準定数)が的確に作成されること。児童生徒の就学手続き、受付事務、区域外通学申請受付・承認が適正に実施されること。教育事務所等からの調査・照会が適正に回答されること。	・中学生は、自転車通学をしているが、マナーの悪い生徒も見受けられるため、自転車マナーの向上のために、警察・PTAなどとも連携して安全教室を毎年実施することも検討すべきである。 ・登下校中の交通事故や不審者の犯罪の未然防止に向けては、地域力の活用によるパトロール等が有効であると考えられるが、地域に過度の負担はかけられない。そのため、地域力を無理のないかたちで活用できるような方策を検討してはどうか。 ・道路の冠水などの災害に関する情報について、保護者へ伝達する手段を検討すべきである。	児童生徒数の把握を正確に行い、的確な学級編制および教員基準定数を作成する等、学校教育法等に基づく義務教育制度関係の事務事業を的確に実施する。学校文書事務については、学校側と協議の上、簡素化を図る。(導入済みの校務支援ソフトを活用し、紙ベース連携を減少) ※平成24年度に市長部局、その他関係機関と連携して通学路の安全対策について再点検を行い、適宜対応策を講じている。	5月1日時点での児童生徒数に基づいて、学級編制および教員配置定数を作成し、義務教育制度の事務事業を的確に実施している。通学路の交通安全については、昨年度より危険箇所対策の進捗管理を行っている。学校・警察・道路管理者と連携し対策を進め、対策必要箇所100箇所中、対策済み箇所93件、対策予定箇所7件、対策未定箇所0件となっている。
14	学校保健事務	教育政策課	38,017	小中学校に学校医、薬剤師を配置し、全児童生徒に対して健康診断・健康管理を行う。児童生徒の学校管理下での活動中の怪我を補償するため、日本スポーツ振興センターに関する保険加入・請求等の事務を行う。	全児童生徒が安全で健康的な学校生活を送れる環境を目指す。万一、学校活動中の怪我、疾病などで医療機関を受診することになった場合でも、日本スポーツ振興センターの保険適用で治療費等の経済的負担を解消する。		児童生徒の健康管理及び健康診断を行う。	全小中学校に学校医、薬剤師を配置し、1学期中に児童生徒の健康診断を終え、有所見者には受診勧奨等の健康指導を行った。また、学校活動中の児童生徒の怪我、疾病などの治療費については、毎月、日本スポーツセンター振興センターの保険を適用し、治療費を給付している。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
15	学校情報化事業	教育政策課	107,988	学校教育情報化計画に基づき、小・中学校に必要なICT機器を配備し、導入時に支援を行う。また、教育ネットワークシステムの安定稼働のため、機器の保守を行い、障害発生時に迅速に対応することで教育ICT環境の整備を図る。校務事務データの適正管理のため、教職員の情報セキュリティ意識啓発を行うとともに、校務支援ソフトの導入による事務効率化を図る。(当面、小学校に共通ソフトの導入を図り、その効果を検証して中学校への拡大を検討する。)	学校教育情報化計画に基づき、ICT機器を使った教育効果の高い授業の実施と今後の情報化社会に対応できる児童生徒を育成する。また、研修を充実させ、教職員の技術向上支援を行う。校務支援ソフトを導入することにより、教員の児童生徒の指導要録、成績評価等の校務労力を軽減し、教員が子どもに向き合える時間や授業研究を行うための時間を確保する。	・市内の教師のICT活用能力については、個人差が非常に大きい現状を踏まえ、レベルに応じた研修を実施する必要がある。・最先端の機械の導入は、手段であり、適性せずに、実施校や他の先進自治体の実践を評価する必要がある。・子どもたちにとってICT能力を身につけることは重要であるが、情報モラルに関する事件等も増加していることで保護者やPTAと連携・協働するなど、すべての学校で今後も十分な取り組みが必要である。 ・情報教育の整備・充実が益々重要になってきている。ICT支援員による授業支援や職員研修をより積極的に進め、充実した情報教育を展開していく必要がある。・グループウェアの導入効果の検証等については、今後の新たな計画策定に際して必要不可欠であるため、検証を的確に行う必要がある。また、使用料の更改に際しては、コストダウンの意識を強くもつ必要がある。・ICTに対する人間の能力向上には時間が必要と考える。上手に活用し、教師が子どもに向き合えるような時間をたくさん作っていくべきである。 ・市の方針として、高額の予算を充てて導入しているため、先生方が十分に活用できるように、きめ細かい研修や教育効果が高まる場面、指導事例集の作成等、教職員等の研修を十分に確保し、計画的な環境整備とあわせ、児童生徒のICT活用能力を向上充実して学習意欲の向上に繋げることが必要。・タブレットの導入については、パソコンとの位置づけも十分検討し、費用対効果も含め、慎重に導入すべきである。・タブレットの特別支援教育(特に学習障害)への導入は、モデル的に大学と連携して実施を検討してほしい。・効果的な利用や、将来の機器、ソフトの更新の問題など、多くの課題はあるが、うまく活用すれば多様な効果が期待できるため、計画的に拡充していくことが必要。・子どもたちが情報を上手に取り入れ、自分の考えを表現できるような教育が展開されることが必要である。・メディアリテラシー、特に内容を文脈から読み解いていく学習内容に関するさらなる研究・検証をすべきである。	小中学校6校へ、各4台の電子黒板導入及び導入校を中心に、ICT支援員による活用研修を継続して実施する。校務支援ソフトの導入とその効果検証を行い、すべての小学校への導入準備を行う。また、タブレット機器等をモデル校2校に導入し、効果検証を行う。	5月に小中学校6校へ、各4台の電子黒板を導入し、8月に校内LAN工事を行った。また導入校を中心に、ICT支援員による活用研修を継続して実施している。校務支援ソフトの導入とその効果検証を行い、すべての小学校への導入準備を行う。8月にタブレット機器等を選定し11月にモデル校2校に導入予定である。今後、効果検証を行う。
16	ALT派遣事業	教育政策課	37,235	小・中学校に語学指導員(ALT)を派遣することにより、児童生徒との触れ合い学習を行う中で、国際理解の推進を図り、「英語が使える宗像の子」の育成を図る。	小学校の外国語活動及び中学校の外国語において発達段階に即した効果的かつ継続的なALTの活用を通して、中学校卒業段階では、挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる「英語が使える宗像の子」の育成を図る(「宗像市ALT配置事業基本方針」より)。	生きた英語に触れることを可能にする「ALT派遣事業」、きめ細やかな指導や個に応じた指導を行うための「特別支援指導推進事業」や「学力向上支援事業」は本市が取り組むべき教育内容、方法の改善の柱として重要である。それだけに、各事業の本来の意義を踏まえ、取組の重点を明らかにした上で、その効果をしっかりと検証する必要がある。中学生の時期に生きた英語に触れながら学習できることは評価できる。「国際理解」と「外国語活動」のどちらに視点を置いているのかが不明であり、学校の意見を聞くなど、再度目標・内容・方法・形態等を検証する必要がある。	市立小・中学校(22校)および学校適応指導教室にALTを派遣する。 ※ALT選考委員会で望ましい方法等を検討した結果、平成24年度は人材派遣方式とし、年間指導時数については、学校の要望を受け、1クラスあたり20時間を25時間に増加させた。	7人のALTを市内の小中学校および学校適応指導教室に派遣して、ネイティブスピーカーによる外国語活動の学習、英語への関心を深めている。また、市教育委員会にALTマネージャー1名を置き、各学校でのALTの活動を支援している。 26年度より新たに外国語活動推進校1校(河東小)を指定しALT1人を、福岡教育大学との官学連携推進校1校(赤間小)に対しALT1人をそれぞれ常駐させている。また、家庭・地域で子どもたちの学力を高める「子どもの学習の場」(吉武地区コミュニティセンター)にも1人配置している。授業時間以外の給食や学校活動などの時間にも児童生徒とALTが触れ合う時間を設け、「国際理解」「異文化交流」を体験的に理解できるように配慮している。
17	特別支援教育推進事業	教育政策課	25,160	特別な教育支援を要する児童生徒の在籍校への専門家チームの巡回相談、講演等により、学校及び地域における教育支援体制の整備を図る。また、該当児童の保護者に対しては、医学的、心理学的、教育学的診断を行い、的確な就学についてのアドバイスを行う。	特別支援教育に対する保護者の理解促進を啓発するとともに、特別支援教育を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられる環境を整備する。	特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担当者研修については、その研修内容など評価できる。また、対象児童・生徒は増加傾向にあり学校のニーズも大きい。今後は、一人一人のニーズにあった事業展開、家族・生活様式なども含めて連携する必要がある。また、特別支援教育の強化を求められている学校には人材確保、人員配置のほか専門的見地からの助言が教職員全体に理解されるよう一層の働きかけが必要である。	特別な教育支援を要する児童生徒の在籍校への専門家チームの巡回相談、講演等により、学校及び地域における教育支援体制の整備を図る。また、該当児童の保護者に対しては、医学的、心理学的、教育学的診断を行い、的確な就学についての助言を行う。 ※平成25年度から特別支援教育支援員を1名増員し30人を配置している。	特別支援教育支援員は、去年に引き続き30名を特別な支援を要する児童生徒が居る学校に配置できた。また、市内の小中学校(2校)からの要請を受け、専門家による巡回相談を9月末までに、2回実施した。就学指導に関しては、学校、保育園、幼稚園から発達障害を含む障害の疑いがある児童と保護者に対する就学相談を9月末までに、7回(相談者数61人)実施し、専門的見地から適切な就学について助言した。
18	就学前健康診断事業	教育政策課	943	学校保健安全法に定められた就学前健康診断の学校医、学校歯科医による健診、および問診や保健師等からの助言を参考に教育相談を行い、その情報を学校と共有することで、保護者にとって適正な就学準備が可能となる。	就学予定者に対して、学校医および学校歯科医による健康診断を行ない、必要に応じて入学前の治療を促すと同時に、就学相談を行うことで、新入学児童が適正な就学ができるようにする。		引き続き、発達支援センター、健康づくり課と連携の上、入学予定者全員の受診を目指し、入学前児童の健康状態を把握・保護者に教示する。	就学予定者(903人)に対して、学校医および学校歯科医による健康診断を行ない、必要に応じて入学前の治療を促すと同時に、就学相談を行うことで、新入学児童が適正な就学ができるよう10月から11月にかけて13回の就学前健診を計画している。
19	教育振興事務	教育政策課	7,282	福岡県中学校放送視聴覚教育研究会、宗像地区小中学校校長会、地島校区漁村留学を育てる会の活動に対する補助金・負担金を交付する。離島の中・高・大学生の通学定期券購入に補助する。九州音楽合奏団が宗像市立小学校に出張公演する際の公演料の一部を補助する。	補助金、負担金交付先団体の事業を支援する。小中学校校長会では校長会と連携する教頭会や各部会での研究活動を支援する。漁村留学を育てる会では引き続き留学生の受け入れ地島小学校の児童数維持を目指す。渡船定期券購入補助では渡船を利用して通学する中学・高校生の保護者の経済的負担を軽減する。	・漁村留学制度は、子どもを含め地島の活性化にとって重要な役割を果たしていると思うが、事業にかかる経費については精査すべきである。 ・漁村留学で実施している事業は、内容によってはコミュニティ活動や他の助成金での実施を検討してもよいと考えられる。 ・漁村留学は、留学生のその後のフォロー調査を行うべきである。 ・漁村留学については今後の児童数、留学希望者数の推移を見ながら、形式、意識付け、内容面で再検討を行う必要がある。 ・現場の教職員においては適切な経費削減の意識をより一層保持すべきである。	福岡県中学校放送視聴覚教育研究会、宗像地区小中学校校長会、地島校区漁村留学を育てる会の活動に対する補助金・負担金を交付する。離島の中・高・大学生の通学定期券購入に補助する。九州音楽合奏団が宗像市立小学校に出張公演する際の公演料の一部および小学校校長会がユリックスで行う音楽発表会の経費を補助する。	宗像地区小中学校校長会には負担金を交付し会の活動を支援している。地島校区漁村留学を育てる会の活動に対する補助金・負担金を交付する。離島の中・高・大学生の通学定期券購入に補助する。九州音楽合奏団が宗像市立小学校に出張公演する際の公演料の一部および小学校校長会がユリックスで行う音楽発表会の経費を補助する。
20	学校教育振興事務	教育政策課	66,200	教科書、教材等の整備、学力テストの実施を行う。学校評議員を設置し、保護者や地域代表の意見を学校運営に活かす。中学校の部活動指導者を募り、希望する中学校に配置する。小中学校が授業や学校活動で使用する教材、備品等を調達する。平成26年度は小学校教科書、平成27年度は中学校教科書の改訂年度なので教師用教科書および指導書を購入配備する。	児童生徒がより良い教育を受けられるように、指導図書や教材を不足なく整備し、授業に支障をきたすことがないようにする。	・22年度での小学校新指導要領に対応する教材などの整備状況は評価できる。 ・学校での授業に支障をきたさないだけの教材等の整備が必要であるため、新学習指導要領への対応分を含めて、予算の所要額を確保する必要がある。 ・新学習指導要領では、和楽器が必要となるが、できるだけ各学校に整備すべきである。また、同じく武道の必修化が必要となる道着等も過不足なく整備すべきである。	学校経営のための客観的データとして学力テスト結果と学習意識調査を実施する。全中学校区に学校運営評議員会を設置する。中学校に部活動外部指導者を配置する。学校運営に必要な指導図書、教材、備品等の配備を行う。	学力テストでは理科、社会の学力向上のために、小学校5、6年生に追加で理科、社会のテストを実施することにした。老朽化していた日里中学校の楽器を購入し、楽器本来の音色により音楽活動の充実を図った。9年生を送る会にて九州音楽団を招き合奏する予定。
21	就学援助事業	教育政策課	80,243	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を給付する。	全ての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けることができる環境を目指す。	・基準や単価について、他と比較しても厳しい設定がしており、支給方法についても工夫が認められ、合理的である。 ・確認・給付管理を正確に行うための体制を整備する必要がある。 ・制度の周知も丁寧になされており、今後も申請者にとって無用の負担が生じないように配慮をすべきである。 ・近年の経済状況やひとり親家庭の増加を考えると、この制度を必要とする保護者は増えると予想されるので、義務教育の保障のために所要額は措置する必要がある。	小中学校に在学する児童生徒の就学のための経済支援として保護者に就学援助費を支給する。制度の広報を行い、適正かつ速やかな給付事務、給付相談の受付を行う。	全ての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けることができるよう、世帯所得が基準額に満たない世帯の保護者に対して就学援助費を給付している。9月時点で小学生590人(全体の11.2%)、中学生378人(同14.4%)が支給対象となっている。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
22	学校支援ボランティア事業	教育政策課	4,507	授業支援、学校行事支援、読み聞かせなどの授業外の学校活動を支援してくれるボランティアを活用計画に基づいて依頼する。学校支援ボランティアには特別旅費を支給する。活動中の事故等に対する傷害保険として、市民活動交流室所管の市民総合賠償補償保険を適用する。	学校が地域の方、保護者、市内・近隣の大学との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力してもらえる人材を発掘、活用することで地域の教育力を生かした学校教育の更なる充実を図ることを目指す。	・現在は、ボランティアに対して特別旅費の支払いのみであるが、かなりの数のボランティアの協力が得られている。しかし、小中学校に在籍する外国人が増加して日本語指導ができるボランティアが求められるなどニーズは増加しているため、今後必要な場合には、ボランティアではなく、有償ボランティアにしたり、謝金等を出したりすることも検討してはどうか。 ・ボランティアは、各学校で活用され成果もあげている。今後、発達障害児や各教科への協力、対応等ニーズが増えると思われるので拡充が望ましい。 ・ボランティアは、福岡教育大学の学生もかなりの数が協力している。しかし、福岡教育大学への要望は、学校ごとにばらばらに要望したりしている。大学との窓口の一本化を図るなどもう少しシステマ的、組織的に行うことでボランティアの登録人数は増えるのではないかと。 ・小中学校で求めているボランティアと小中学校でボランティアをやってみたい人をマッチングさせるような役割を担うコーディネーターが必要ではないか。 ・特に地元の3つの大学を一層活用する仕組みを検討すべきである。	授業支援、学校行事支援、読み聞かせなどの授業外の学校活動を支援してくれるボランティアを活用計画に基づいて確保する。 ※広報・ホームページ等を使って日本語支援ボランティアを募り、教人の登録が行われた。大学の人材活用についても、市内3大学に積極的に登録いただくよう依頼を行った。	市立小・中学校作成のボランティア活用計画に基づき、大学生等による授業支援(特別に支援を要する児童生徒に対する授業支援を含む)や地域の方の協力による学校行事支援を受けている。1学期中は延べ1,092件の支援を受けた。 日本語指導ボランティアは広報や企業の協力をあおぎ、4名の登録者があった。
23	学校施設管理事業	学校管理課	1,050,523 【現年】 191,205 【繰越】 859,318	市内小中学校施設の修繕、補修、改修工事により安全安心な学校づくりを行う。	市内小中学校施設の修繕、補修、改修工事により安全安心な学校づくりを行う。	・社会教育施設として市民からの要望が多様化している現状を踏まえ、対応を検討する必要がある。 ・学校施設の充実した学習環境整備のため、計画的に施設の補修、改修等を行い、安心できる教育施設づくりを行っていく必要がある。 ・事業規模は必要に応じ、増減するのはやむを得ないが、担当課も認識しているように中長期的視点でアセットマネジメントを的確に行い、事業費の平準化や効率化を強く意識していくべきである。 ・災害時避難施設としての機能が果たせるよう計画を策定し、実施する必要がある。	【現年】 赤間小屋根材葺替1期工事、玄海小プール横運動場整備工事、地島小大規模改修設計、空調機更新設計、玄海中テニスコート廻り整備、放課後デイサービス施設外構整備、城山中基本方針策定業務 【繰越】 南郷小大規模改修2期工事、赤間西小大規模改修2期工事、河東中エレベーター等整備工事、玄海中体育館天井耐震化工事、自由ヶ丘中備蓄倉庫等整備工事、中学校武道場等天井耐震化工事。	【現年】 玄海小プール横運動場整備工事は9月末完了。赤間小屋根材葺替1期工事は11月中旬完了予定。地島小大規模改修設計及び空調機更新設計は12月末完了予定。放課後デイサービス施設外構整備は11月末完了予定。玄海中テニスコート廻り整備は2月完了予定。城山中基本方針策定業務は3月末完了予定。 【繰越】 南郷小大規模改修2期工事及び河東中エレベーター等整備工事並びに玄海中体育館天井耐震化工事は9月末完了。赤間西小大規模改修2期工事は12月末完了予定。自由ヶ丘中備蓄倉庫等整備工事は1月末完了予定。中学校武道場等天井耐震化工事は2月末完了予定。
24	学校管理一般事務	学校管理課	10,951	職員に対して学校管理業務に必要な経費を計上し、日々任用職員、旅費、施設台帳図面管理、学校文書使送等に必要なる事務を実施している。	職員に対して学校管理業務に必要な経費を計上し、日々任用職員、旅費、施設台帳図面管理、大型コピー機使用に必要な事務を実施している。		日々任用職員の活用や消耗品、旅費の正確な支出、また、正確な学校施設台帳を作成するために委託に対する進行管理を徹底する。また、平成26年度は使用期限が切れるAEDの買い替えを行う。	日々任用職員は活用中。消耗品、旅費、学校施設台帳の管理支出は適宜実施中。
25	学校運営事務	学校管理課	308,519	小中学校の運営に対して、学校事務補佐員と事務員の雇用、植栽管理を始めとする施設保全のための委託等を行う。	全小中学校が支障なく学校運営を行える環境を保持することを旨とする。	・小中学校がより良い環境の中で安全で充実した教育活動が展開できるように施設・設備を整えていく必要がある。また、経費の支払いにあたっては十分に検討した上で、効率の良い契約となるようにすべきである。 ・教室不足については、特別教室を普通教室化している学校も複数あるので、今後、中長期的な生徒数の増減の予想とともに計画的に取り組む必要がある。 ・用務員は学校現場でのニーズが高いと予想されるが、雇用形態の法的な検討を踏まえ、適切な雇用形態とすべきである。また、各校1人の配置についても、効率化の視点から見直しを検討してはどうか。 ・学校警備、防災設備等については、池田小学校での事件を教訓に危機管理の視点をいかにして問題点を見出した上で検討する必要がある。 ・学校開放の際に生じる経費については、受益者負担を求めるよう、市民活動推進課等と協議すべきである。	小中学校の授業で支障を起こさず、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう、適切な施設保全管理業務を遂行する。	学校運営について学校との連携をとり、指導助言や対応業務を行っている。また、植栽管理や学校運営に欠かせない委託業務も適切に遂行している。
26	学校運営備品整備業務	学校管理課	6,536	小中学校の管理運営を円滑に行い、安全性や執務環境の充実のため、必要な備品を整備している。	小中学校の教職員が円滑に学校運営管理が出来る状態	・新学習指導要領への対応や授業の準備など、今後も教職員の業務量の増加が予想されるので、予算を拡充させて備品類を充実させることで事務負担の軽減を図る必要がある。 ・備品の老朽化により、授業や業務に支障がでないように備品の点検と計画的な買い替えを行う必要がある。 ・小中学校で必要な運営備品を整備し、教職員の執務環境の充実をはかるという事業目的を踏まえ、備品の購入のみでなく、複数校で備品を共有する仕組みを検討するなどの効率的な備品の運用方策を検討する必要がある。また、児童生徒に対する「物を大切に使う」ことの重要性を伝えるなど教育面での働きかけがあるといえるのではないかと。	机、椅子、OA機器等学校の管理運営に必要な備品購入を行う。	要望備品の約70%の備品購入納品を実施した。
27	教育振興備品整備業務	学校管理課	2,140	教師、児童生徒に対し、備品を活用して学習知識を習得しやすい手段として実施している。	教師、児童生徒に対し、教育備品を活用して学習知識を習得しやすい環境になることを目指している。	・児童生徒の教育環境の充実のためには、学校の要望に基本的に応じられるように教材や備品を購入できるだけの予算を措置すべきである。 ・限られた予算ではあるが、その中でも学校からの要望を精査して優先順位を検討して、最大限の効果が得られるように購入すべきである。 ・将来的には、一度に必要なにならないような備品を学校間で共有するような仕組みも検討すべきではないか。	授業に必要な教材、振興備品を購入する。	要望備品の約80%の備品購入納品を実施した。
28	学校給食とおとした食育推進業務(学校給食における学校・家庭・地域連携事業、小中学校における食教育)	学校管理課	698	各小中学校において食に関する年間指導計画を作成し、学校給食を活用して食育を推進する。各事業の実施にあたっては、家庭・地域と連携するようとする。栄養士未配置校や市費非常勤嘱託栄養士配置校においても食育が推進できるように中学校区内での支援体制をとる。栄養教諭・学校栄養職員等を対象として食に関する指導の研修会を実施し、資質向上を図る。	児童・生徒が、生涯に渡り健康的で豊かな生活を送るため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。	・学校給食における学校・家庭・地域連携事業 学校の実情に応じて、例えば、地元の農家等と連携した土づくりからの本格的な事業など、子どもが主体となる事業やそのための実践的研究が望まれる。また、テーマを設けて取り組むなどの工夫が求められる。 ・小中学校における食教育 単独校調理場方式給食(自校式給食)の利点を活かし、全校配置の栄養士を中心に学校全体で取り組んでおり高く評価できる。食材も地域の産業を活かし、地産地消の観点から工夫されており、今後も、さらに推進することが望まれる。	・各小中学校において、食に関する年間指導計画を作成し、学校給食を活用して食育を推進する。 ・学校・家庭・地域連携食育事業に市内9校で取組み、家庭や地域と連携した食育を推進する。	市内小中学校のうち9校が学校・家庭・地域連携食育事業を実施中。市内小中学校において食に関する年間指導計画を作成し、学校給食を活用して食育を推進している。 夏季休業中に小学校児童を対象にした料理名人育成塾(料理教室)を2日間開催し、71人の参加があった。
29	地島小学校給食施設改修事業	学校管理課	6,596	下処理室と調理員用トイレをつくり、調理場をウエットシステムからドライシステムへ変更する。それに伴い、検収室、食品庫、調理員休憩室の配置も変更改修する。調理場へ真空冷却機を導入し、シンクも増設する。	下処理室を分離し、検収室、食品庫、調理員休憩室、調理員用トイレの配置を見直し改修することで衛生管理を向上させる。また、調理場をウエットシステムからドライシステムへ改修することで細菌が繁殖し難い環境を確保する。併せて真空冷却機等の厨房機器を導入し、安全・安心の学校給食を提供することを目的とする。		平成26年度に設計業務委託を行う。 改修工事は、平成27年度の夏季休業中に施工する。	地島小給食施設設計業務は12月末完了予定。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
30	学校給食管理運営業務	学校管理課	306,113	市内小・中学校において学校給食の安全・安心で、栄養所要量の基準を満たしたおいしい学校給食を提供するために、各校に学校栄養職員等を配置し、調理業務・衛生管理業務を行うとともに、年に1回から2回、衛生管理や調理業務管理の確認を行う。地場産物活用の充実を図るため、情報交換の場を設けるとともに、連絡・調整等も行う。調理業務をはじめ、委託できる業務は民間委託する。市内の学校給食を運営していくため、学校給食審議会を年に数回開催する。食物アレルギー児に対し、安全な除去食を提供する。	学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のために安全で、栄養バランスのとれた食事を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。	・現在、給食に対する児童生徒の要望は、栄養士が意見を聞く機会を設けたりしているが、児童・生徒の食への意識を高めるために、何らかの子どもを対象とした給食の評価を実施してはどうか。 ・小学校では残食率の目標を達成しているが、中学校では達成できていない。その理由としては、中学生ではダイエットを行っている生徒の存在だけでなく、給食時間が短いことも関係していると考えられる。今後、中学生の残食率を下げるため、給食時間の検討など現状分析・対策に取り組む必要がある。 ・自校式で栄養士全校配置による充実した給食は、全国的にも誇れるもので、今後も継続して行うべきである。	小・中学校の給食で食中毒や事故を起こさず、安全・安心な給食提供に努める。 ・調理業務委託 20施設。 ・設備保守点検業務委託(厨房機器点検、空調・排気設備清掃、害虫駆除、小荷物昇降機点検、消防設備保守点検、その他清掃) ・回転釜更新1枚、洗浄機更新1枚、給湯器更新2枚、洗米機更新5枚、手洗い設備改修工事1枚。 学校給食の栄養基準量を満たし、且つ積極的に地元農畜水産物を使用したおいしい学校給食を提供する。	市内小・中学校に学校栄養職員等を配置し、衛生管理業務を行うとともに、安全・安心で学校給食の栄養基準量を満たした地元農畜水産物を活用した学校給食を提供している。また、食物アレルギーの児童生徒に対し、安全な除去食を提供している。 夏季休業中に空調・排気設備清掃、害虫駆除、洗浄機更新(1枚)を行い、衛生管理の徹底を図った。 安全・安心な学校給食の提供のため、厨房機器点検、回転釜更新(1枚)、給湯器更新(1枚)を実施した。
31	学校図書館推進事業(調べる学習コンクールの開催)	図書課	61,472	人的配置、研修、調べる学習コンクールの開催、市民図書館・学校図書館間の図書貸借システムの運用等ソフト面と蔵書の充実、施設の改善、備品の整備等ハード面の両面からバックアップし環境整備を行う。	児童・生徒に対し、学校図書館を通して、読書の楽しさを知ることで豊かな心の育成を図るとともに情報活用の活用能力を養う。また、自ら考え、調べ、行動し生きる力を身につけさせる。	市内全ての学校の参加と全国コンクールでの入賞作品があることは評価できる。今後もコンクールの参加を促進するとともに、さらに学校が図書館を活用した調べる学習に取り組むことで、学力の向上を図ることができると思われる。	学校図書館機能を十分に発揮するため、学校図書館の整備や研修会を行う。 第9回市図書館を使った調べる学習コンクールを、市内全ての小中学校が参加して行う。 小学生読書リーダー養成講座を行う。 宗像ユリックス図書館で、テーマの決め方や調べ方のコツがわかる「チャレンジ！楽しい調べ学習」を開催する。	夏休みに、チャレンジ！楽しい調べ学習講座【参加者：58人】を開催し、第9回市図書館を使った調べる学習コンクールへの参加を促進した。コンクールには市内小中学校全校から1,619点の応募があった(昨年度822点)。小学生読書リーダー養成講座を夏休みに開催(地島小は別日程で実施)、どの児童も意欲的に取り組んだ。2学期はリーダーが中心となり講座内容を活かした読書活動を各学校で行う。また、市民図書館主催の図書館まつり(12月7日)及び第15回わくわく体験報告会(1月24日)に参加予定(但し希望者のみ)。
32	幼児教育振興事業	子ども育成課	683	宗像市幼児教育振興プログラムに基づく幼児教育施策の推進を行う。保育所・幼稚園の連携、保育所・幼稚園と小学校との連携・接続の強化等を図るため、各連絡会や研修会を実施し、幼児教育施策に反映させていく。	保育所・幼稚園・小学校の連携、接続の強化を図るため、幼児教育振興プログラムに基づく施策を推進する。	保・幼と小学校の連携とスムーズな接続を目標に、連絡会や合同研修会を実施したことは評価できるが、保幼合同研修のほかに、今後は小学校からの接続も重視し、保幼と小の人事交流も検討の必要がある。また、継続発展を図るには審議会等の活性化が必要であり保・幼・小連絡会、幼児研究協議会等の会議の充実を図るべきである。入学クラス編成カードを統一したことは意義があるが、カード様式のあり方について、さらなる検討、職員の周知が課題として挙げられる。宗像市の幼児教育のビジョンをいかに市民に定着することができたか検証方法を検討していく。さらには、国は幼・保一体化の動きがあるので、その動向を注視する必要がある。	宗像市幼児教育振興プログラムに基づく幼児教育施策の推進を行う。保育所・幼稚園から小学校へ滑らかなつながりができるよう保幼小連携強化のための事業について検討・協議を行う。 昨年度から始めた保育参観(保育所・幼稚園・小学校連絡会の2回・3回)を継続し、保幼小の相互理解・連携の充実を図る。 年長児の保護者に配布している「幼児期の子育てリーフレット」を改訂し、小学校での学習や生活面の情報を新たに盛り込んだ保護者向けリーフレット「スムーズな小学校入学に向けて」を作成し、夏休み頃から家庭で取り組んでもらえるよう、7月に配布を行う。 小学校への接続をより滑らかにするため、教員向けの「保幼小接続期における学びのめやす(仮称)」を作成する。	・幼児教育研究協議会7/310/16実施 ・保育所・幼稚園連絡会5/23実施 ・保育所・幼稚園・小学校連絡会6/12「幼稚園・保育所と小学校の連携」宗像市教育委員会主幹指導主事の講義・グループ協議を実施 6/25保育参観(日の里西保育園)実施 保育所・幼稚園・小学校担任レベルで実施 7/29「保育の力を語る～保幼小連携に向けて～」をテーマにグループ別に研修
33	私立幼稚園就園等補助事業	子ども育成課	226,565	・私立幼稚園就園児保護者に市民税課税額に応じて、就園奨励費補助金を交付する。 ・市内の私立幼稚園に教員研修事業補助金を交付する。 ・市内の私立幼稚園に障害児教育振興事業補助金を交付する。	・私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図ることにより、就学前教育を充実させる。 ・私立幼稚園の教員の資質が向上する。 ・私立幼稚園が障害児に適切な教育環境の整備を行い、障害児教育の振興を図る。 ・離島での幼稚園運営を成り立たせることにより、離島振興が実現する。	事業の趣旨が市民に周知され、子育て支援の一環として評価できる。補助の内容に対して、より適切な運営等に資するため、情報交換・審査等が必要である。	事務説明会等を通して幼稚園へ事業の周知を図り、補助金を交付する。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・私立幼稚園就園教員研修費補助金 ・重度障害児振興事業補助金 ・発達障害等対策支援補助金 ・地島分園運営費補助金 ・学校基本調査実施(市内幼稚園)	・私立幼稚園就園奨励費補助金 事業計画書27園提出(10/20現在) 減免に関する調査1,650人提出 ・私立幼稚園就園教員研修費補助金 7園 2,760,000円申請 ・重度障害児振興事業補助金・発達障害等対策支援補助金 10月末を期限に交付申請案内通知 ・地島分園運営費補助金 地島分園を運営する私立幼稚園に対し運営補助金を交付する予定 ・学校基本調査実施(市内幼稚園) 5/1現在で学校基本調査実施
34	若年者専修学校等技能習得資金事業	教育政策課	924	経済的な理由により専修学校等に通うことが困難な者に対し、技能修得資金を貸与する。貸与した者から市へ返還させ県へ報告する。滞納が生じた場合は債権回収事務を行う。	習得資金を貸与された若年者が、希望者する専修学校で修学し職業技術・技能を修得する。(福岡県若年者専修学校等技能資金貸与事業)		貸付金募集広報、貸付金返還についての案内通知と取納事務を行う。	5月1日号の広報紙に記事を掲載して貸付希望者を募った。10月末現在の申請は0件。県取納事務については、昨年度の奨学生1名に対して10月より36回払いで開始した。
35	中学生職場体験事業(ワクワWORK)	教育政策課	392	実行委員会組織を立ち上げ、受入事業所開拓等を行い、事業所の協力を得て、中学校2年生全員を対象とした1週間の職場体験を実施する。事業終了後は報告書を作成し、各事業所、学校等に配布する。	家庭・学校・地域が連携し子どもたちの職場体験活動に取り組むことにより、職業観・勤労観を育み心豊かにたくましく生きる能力を養う。	・この事業は、先駆的な事業であり、文部科学大臣表彰を受けるなど評価できる。今後も宗像市の特色をいかして継続・発展させていくべきであると考えられる。 ・子どもたちが、実際に事業所の希望を考える前に、子どもに働くことの意味を考えさせる事前の動機づけやマナーなどを学ぶ事前学習でうまくいった事例やうまくいかなかった事例の蓄積等を行い、今後の指導へ活用していくような工夫が必要である。 ・現在の経済状況を考慮すると、中学生を受け入れて面倒をみることは事業所にとっては、かなりの負担であると考えられるため、事業所が受け入れることができる中学生の人数も限られる。そのため、市内の全中学校が、同時に実施するのではなく、分散して実施することで、事業所にとっては一度に受け入れる人数が減少して負担の軽減が図られるとともに、中学生にとっては希望の職種が体験できるようになるのではないかと。 ・この事業は、開始から12年経過しており、初期のころに職業体験をした中学生が、実際にどのような職業についていたのか、この事業で体験したことが実際の職業選択の際にどのような影響を与えたのかなど、追跡調査を実施すべきである。 ・事業所での体験からどのように生徒が学ぶかは、教師の関わりが重要であるため、教師のキャリア教育の視点からの力量形成も充実させるべきである。	市内約250事業所の受入れ協力により、事業を継続して実施する。 ※実施時期をずらすことや事業受入数を減らすことについて、平成24年度の最後の実行委員会にて協議した結果、現状維持となった。	市内中学2年生853名が、市内の226事業所の受入協力を得て職場体験を終えた。今後、職場体験活動のまとめ、発表を各学校授業の中で行い職業観、勤労観について学習する。また実行委員会で作成した報告書、各事業所、学校等に配布する。
36	小学生宿泊体験事業	教育政策課	4,290	集団宿泊活動を通じて、児童・生徒の自主性や規範意識の醸成及び小中一貫教育の推進または学力向上に資する事業で、宗像市内の宿泊施設を利用して学校が行う事業で次のいずれかに該当する事業に対して補助金を交付する。 ・同じ中学校区内の学校の児童・生徒が共同で行う宿泊学習事業 ・異学年の児童・生徒が共同で行う宿泊学習事業	小学生が、宿泊体験活動を通じて異学年での共同生活や学習活動を行い、地域・住民・保護者や学生と関わる力や集団生活マナー、基本的な生活マナー、基本的な生活習慣の育成を図れるようになることを目指す。	・学校の特色をいかしつつも、この事業の異学年共同という本来の教育的効果が発揮されるよう教育委員会の指導的な関わりが必要だと考えられる。 ・この事業は、子どもたちにとって良き生活体験を得る場となっているため、現行どおり続けていくべきである。 ・事業には意識が認められ、児童一人当たりのコストも妥当であると考えられるが、宿泊の日程延長については、その妥当性、必要性についての一層の検討が必要である。 ・中学校区、異年齢との交流も大切であるが、宗像市民として中学校区を越えての交流や小規模校と大規模校との交流などもっと多くの人たちと活動する機会とするとも検討してはどうか。	集団宿泊活動を通じて、児童・生徒の自主性や規範意識の醸成及び小中一貫教育の推進または学力向上に資する事業で、宗像市内の宿泊施設を利用して学校が行う事業を企画、提出させ、事業内容、収支計画を精査、助言して補助を行う。	市内15小学校全てが同じ中学校区内の学校間交流あるいは異学年交流を企画して、9月末日までに実施校はないが、全15校が10月実施を予定している。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算(千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
37	高校奨学金事業	教育政策課	37,248	高校に在学する生徒のうち、経済的な理由により就学困難なものの保護者に奨学金を給付する。	市内の全高校生が経済的な不安を抱えず就学できるような環境を目指す。	・確認や給付管理を正確かつ迅速に行うための体制を整備する必要がある。 ・必要な事業であり、方式、金額も一般的感覚から妥当と考える。ただし、今後の受給者動向等を踏まえ、適宜、必要な見直し等を検討していく必要がある。 ・高校進学率90%以上となっている現状の中で、奨学金制度は生徒の進路保障の観点から必要である。 ・「給付」が「貸与」か検討の余地はあるが、県の制度が貸与であることを考慮すると現行のままの給付でよいと考えられる。	高校に在学する生徒の就学のための経済支援として保護者に宗像市独自の補助として高校奨学金として支給する。制度の広報を行い、適正かつ適切な給付事務、給付相談の受付を行う。	市内在住の高校生が経済的な不安を抱えずに高校教育を受けることができるよう、世帯所得が基準額に満たない世帯の保護者に対して高校奨学金を給付している。9月時点で公立高校126人、私立高校95人が支給対象となっている。
38	成人式事業	文化・スポーツ推進課	1,120	市内及び市内出身者である新成人に対して、宗像青年会議所との協働委託(「宗像市市民サービス協働化提案制度」)により成人式の式典とイベントを行う。	市内及び市内出身者である新成人に対して、地域の先輩であり同じ世代である青年会議所のメンバーが運営を行うことで、親近感が増すとともにマナー維持の面で安定が図られる。また、人生の節目である成人式を通じて、成人としての自覚や責任を認識する時を共有することが出来る。		宗像青年会議所に協働委託	宗像青年会議所と今年度の成人式の講師の選定をはじめ内容について協議を行っている。また次年度以降の事業について市民サービス協働化提案制度に申請し、審査を受けている。
39	地域青少年育成事業 (青少年健全育成関係団体を対象とした講演会の開催、PTAに関する事務、家庭教育学級に関する事務)	子ども育成課	4,926	小中学校PTA、子ども会、青少年指導員など地域で青少年の健全育成に関わる団体・組織との連携や支援、パトロール、研修会等青少年健全育成に関する事業の実施。幼稚園・小学校・中学校の保護者、コミュニティ運営協議会との連携による家庭教育の充実。その他青少年に係る業務の実施。	子育て世代の家庭教育力の向上。青少年の健全育成を目的として活動する団体の活動の活性化を図る。	【子育て支援事業(家庭教育学級に関する事務)として平成21年度事業で評価済み] 家庭教育力に特に弱い面に焦点をあて、改善を図るとともに人材育成の必要がある。家庭教育学級に参加できない課題のある保護者への支援も必要である。	小中学校PTA、子ども会、青少年指導員との連携や関係団体への支援、子どもの安全安心セミナーの開催や立入調査、一斉パトロールなど青少年の健全育成に関する業務を行う。 家庭教育学級の開設を支援・推進し、家庭教育力及び地域教育力の向上、学習機会の充実を図る。	第1回PTA会長会議(5/29) 子どもの安全安心セミナー(6/14:参加85人) 第1回青少年指導員会等地区会長会議(6/5) 非行防止活動広域活性化事業一斉パトロール実施7/21~7/27 家庭教育学級開設説明会(5/7:71人) 第1回家庭教育学級実践交流会(6/18:52人) 子ども会全体研修会(6/22:52人)
40	青少年海外派遣事業	子ども育成課	5,066	少年少女の使節団海外派遣による学校交流やホームステイなど異文化交流や体験活動の実施、海外からの使節団受入による相互交流等の実施、使節団経験者の交流・活動支援。	海外でのホームステイや学校交流を通して、国際的視野をもった小中学生を育てる。	【提言の概要】 国際的視野を持つ子どもの育成を目指す「ニュージーランド交流事業」は、これまでの実績と課題をふまえて、検討する必要がある。 【提言の具体的な内容】 国際的視野を持つ子どもの育成にとって、直接的な体験は効果的であることと評価できるものの、参加者の事業後における社会貢献や国際交流事業への参加を促す等の取り組みが必要である。また、この事業は平成3年度から始まっており、国際的視野を持つ子どもを育成するのであれば別の発想で事業を見直すことも必要である。平成22年度の実績を踏まえ、経費面においても検討の必要がある。	市内在住の小中学生をニュージーランドに派遣し、学校交流やホームステイなどを行うことで異文化交流と生きた英語に慣れる機会を提供し、国際的視野を持った次世代層を育成する。また、ニュージーランドからの使節団を受け入れ、学校交流やホームステイを行う。	団員募集(4/1~5/10)、事前説明会(4/27:31世帯71人参加)、選考委員会(5/31)、事前研修(全5回:6/15、6/28~6/29、7/13、7/27、8/10)、本研修(8/19~26)、事後研修(9/14) 募集定員15人に対し、小学6年生12人を含む49人の応募あり。本研修では事前研修での成果を発揮、ホームステイでそれぞれに異文化交流を体験した。 ニュージーランドからの使節団受入では、4年ぶりにマウントロスル校生徒13人、教員3人が来日。9月26日から宗像市でホームステイや日の里中学校との学校交流など異文化交流事業を行った。
41	市民図書館管理運営事業 (図書館、コミュニティ・センター連携事業)	図書館	57,308	・利用者に対して、図書館が地域の学習・情報センターとして機能するよう中央館及び分館・分室で連携して図書館サービスに取り組む。 ・窓口業務を委託し、柔軟で効率的な図書館運営を行う。 ・図書館システムを充実させるとともに、ホームページ・携帯電話サイト等からの資料検索・予約、図書館サービスに関する情報の提供などを行う。	・図書館利用者の多様な読書や調査研究など、生涯学習へのニーズが満たせる環境を整備され、利用者が増加する。	・自由ヶ丘や赤間のコミュニティ・センターで市民図書館の本が借りられることを知っている市民は、多くないと考えられるため、広報に力を入れて周知を図っていく必要がある。 ・市民のニーズの大きい事業であり、今後は他の地区からも拡大の要望が出てくると考えられるが、すべての地区に拡大させていく必要はないため、どのような地域には拡大させていくのかなどの方針を整理する必要がある。また、少しずつでも拡充を目指して取り組んでいく必要がある。	「宗像市民図書館運営計画」に沿って適正な管理運営を行う。 【新規】吉武、池野、岬地区コミュニティ・センターに返却拠点増設。久原分室(えほんのへや)の閉館日減少。	・4月より利用者の利便性向上のため、吉武、池野、岬各地区コミュニティ・センターにて返却本受取サービスを開始した。 吉武コミセン返却冊数:47冊、池野コミセン返却冊数:50冊、岬コミセン返却冊数:57冊(9月末現在) ・4月より久原分室(えほんのへや)の月曜日閉館を廃止、閉館日数を増やした。あわせて、利用する子どもたちの生活リズム等を考慮し閉館時間を17時へ変更した。 閉館日数:161日(平成25年度閉館日数:135日)、来館者数:20,755人(平成25年度来館者数:18,870人)(9月末現在) ※広報紙、ホームページ、図書館だより、チラシ、ポスターでサービス開始、変更の周知を図った。
42	読書活動推進事業 (ブックスタート事業)	図書館	20,518	・利用者に対して、図書館が生涯学習及び読書支援、生活情報入手の拠点施設となるよう、幅広く資料を収集し提供する。 ・図書館に対する市民の関心を高め利用者を増やすため、さまざまな事業を行う。 ・図書館事業の一部を関係機関やボランティアと連携・協力して行う。	・図書館利用者が、生涯学習の場として図書館を利用する。(読書や生活情報入手など)・図書館未利用者が、図書館を利用する。 ・ボランティアが、図書館事業の一部を担う。	実施にあたっては、健診時を活用するなど工夫がみられる。また、事業内容・成果から非常に良いと評価できる。今後は、テレビやゲームの長時間化の問題への対応(メディアスタート)なども合わせて提示していく必要がある。	「宗像市民図書館運営計画」に沿って各種事業を展開する。 引き続き、妊婦とその家族対象のおはなし会を月1回開催し、メディアスタートについてお知らせするとともに、「赤ちゃん読書ノート」等で啓発を行う。	河東コミセン・市民図書館共催事業講演会「黒田官兵衛」を実施(5月25日)し、42人の参加があった。 夏休みに、ぬいぐるみのおとまり会(参加者:50人)、夜の図書館で読もう!(参加者:51人)、理科読しよう!(参加者:62人)を開催した。 ボランティアと連携して、9月末までにはおはなし会を74回実施し、836人の参加があった。 妊婦さんのおはなし会を毎月1回ボランティアと連携して実施し、6組の参加があった。
43	陶芸施設管理運営事業	文化・スポーツ推進課	1,829	・陶芸施設の管理運営業務を行う。	・陶芸施設利用者のニーズに応え、適切な施設管理を行う。		・陶芸施設の管理運営業務を行う。	陶芸施設利用者のニーズに応え、適切な施設管理を行っている。
44	公民館支援事業	コミュニティ・協働推進課	13,245	自治公民館の整備促進を図るため、建設、増築、改築及びバリアフリーのための改造に対して一定の補助を行う。自治公民館用地8箇所の草刈等管理業務を年2回実施する。	自治公民館新築等への補助、自治公民館用地の草刈業務、自治公民館活動研修会により自治公民館の整備・活動の促進を図り、市民活動や学習の推進及び活性化に寄与する。	・自治活動の拠点としての施設整備そのものは必要だが、自治公民館単位での役割縮小の認識を受けて、修繕への補助制度創設等も視野に入れ、建築補助金については一旦廃止すべきである。 ・研修会については、類似する他事業と統合し、より効果的に実施すべきである。 ・自治公民館の活性化をコミュニティ運営協議会(公民館部会)と再協議する機会を設けてはどうか。 ・現に活用されていない公民館用地について、維持管理の手法や有効な活用方策について早急に関係自治会と協議すべきである。 ・自治公民館の集会所的機能は必要であるため、改修等は地元希望に対して現状どおり対応すべきである。	・補助要綱に基づき、申請に対して補助金を交付する。(5件予定)。 自治公民館用地の草刈を行う。(8か所)	【公民館建設補助事業費】(当初予算額12,477千円) ・補助要綱に基づき、5件中4件に対して補助金を交付。(執行額4,306,000円) 【公民館等用地維持管理費】(当初予算額768千円、予備費充用61千円) ・自治公民館用地草刈は全2回のうち1回目を実施。(執行額347,431円) ・当初予算未計上の樹木伐採を急遽実施。(執行額60,500円 予備費充用) ・福岡県公民館連合会負担金を支出。(執行額72,000円)

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事業事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
45	生涯学習推進事業 (生涯学習活動推進事業)	コミュニティ 協働推進課	5,898	市民が行う研修会や学習会にルックルック講座で講師(市職員、大学教員、事業所・市民活動団体)を派遣する。市民学習ネットワーク事業に関する業務運営を、事務局と連携して行う。	市民が自発的に学べる機会を提供し、個人の学習意欲を充足するとともに、学んだ知識や技術を地域に還元して「まちづくり・地域づくり」の担い手となり得る環境を整える。	全国に誇る先駆的な取組であり、市民参画という視点からさらには情報提供・相談事業を充実し新しい講師を発掘・育成していく必要がある。全市民を対象にアンケート調査を実施して、市民ニーズを把握し改善することが必要である。生涯学習推進プランが平成14年に策定されており、そのプランの見直しも必要である。	保健福祉や子育て、環境などの様々な分野で市民ニーズに基づく学習機会を創出するため、市や大学、企業、市民活動団体を講師としたルックルック講座を実施する。 また、市民同士が教えあひ学びあう市民学習ネットワークでも、新たに14人の有志指導者を加え、学習分野の充実を図る。	ルックルック講座は、62講座を開催して約2,000人が受講(9/30現在)し、前年度同時期より減少した。また、11月新パンフレット作成に向け、講座メニュー見直し作業を行った。 むなかた市民学習ネットワークは、延べ235学級で32,216人が受講(9月末現在)し、前年同時期より学級開催数は増加したものの、受講者数はわずかに減少傾向にある。また、ネットワーク30周年記念事業の一環として開催した、市民に広く参加していただける講演会には、1,000人を超える参加者があり、ネットワークのPRができた。
46	スポーツ資産の有 効活用事業	文化・スポ ーツ推進課	174	企業スポーツ団体、民間スポーツ施設、学校(含む大学)、市民スポーツ団体、行政が連携する「市民スポーツ振興協議会」が、地域の要望に応じて、人材、施設・設備、ノウハウ等を提案、提供した講習会、研修会、競技者へのトレーニング指導、健康指導等を行う事業展開の支援を行う。	企業スポーツ団体、民間スポーツ施設、学校(含む大学)、市民スポーツ団体、行政が連携する「市民スポーツ振興協議会」が、地域の要望に応じて、人材、施設・設備、ノウハウ等を提案、提供した講習会、研修会、競技者へのトレーニング指導、健康指導等を行う事業展開の支援を行う。	・スポーツ振興協議会が需要と供給を整理しつつ、構成団体の増加等、事業の発展に取り組んでいくことが必要。 ・本事業の展開にあたっては、市民全体のスポーツによる健康増進(すそ野を広げる)と専門的な指導の分野とのニーズ調査をしっかりと実施して、関係団体との協働を進めてほしい。 ・費用がかからずによく工夫されている。 ・スポーツへのニーズは今後も引き出すべきである。 ・もっと積極的に地域資源(人的・物的)を有効活用できる取り組みを今後期待する。 ・市民にとってメリットがあり、企業・団体のメリットにもなる可能性が高く充実を図るべき。 ・本事業に多くのメニューを盛り込みすぎている感があり、今後事業が本格化する際には整理が必要。特に、施設利用料の減免(市施設並みの利用料化)については、本事業に位置付けることは大いに疑問がある。	企業スポーツ団体、民間スポーツ施設、学校(含む大学)、市民スポーツ団体、行政が連携する「市民スポーツ振興協議会」が、地域の要望に応じて、人材、施設・設備、ノウハウ等を提案、提供した講習会、研修会、競技者へのトレーニング指導、健康指導等を行う事業展開の支援を行う。	市民スポーツ振興協議会としてサニックススポーツ振興財団と連携し、事前アンケートを取り、9月から市内小学校(15校)へ、タグラグビー訪問指導を行っている。また、トヨタ自動車九州陸上競技部の選手及びコーチが自由ヶ丘南小学校を訪問し、持久走の指導をモデル的に行う体育科学習の協議を行っている。
47	レクリエーション活動 推進事業	文化・スポ ーツ推進課	100	宗像市レクリエーション協会と協働し、宗像市に在住・在勤する18歳以上を対象として「レクリエーション・インストラクター資格取得公認講座」を開催する。 平成26年度は昨年度までの受講者へのフォローアップ研修を行う。	レクリエーション活動に興味・関心を持つ市民に対して「レクリエーション・インストラクター資格取得公認講座」を開催することでレクリエーション活動展開していくための人材が育成されること。また、宗像市レクリエーション協会を再構築することによってレクリエーション活動が活発化され、市民の生き生きとした活動が推進されること。	・事業の目的から現在の協働委託で、Ⅱ期からⅢ期への継続受講が重要であり、Ⅲ期まで実施する必要がある。 ・レクリエーション・インストラクター有資格者の確保は重要である。今後は有資格者が活動できる場の確保や開拓をし、あわせて市民への情報提供・活用促進を図る必要がある。 ・26年度以降、受講者の活動の場が十分あることが、この事業の成果の評価として重要であり、どのようにフォローアップするのかは、「要改善」とする。	「レクリエーション・インストラクター資格取得公認講座」を開催することでレクリエーション活動を展開していくための人材を育成	昨年度までのレクリエーション・インストラクター資格取得公認講座受講者へのフォローアップ研修を行っている。
48	企業スポーツ支援 事業	文化・スポ ーツ推進課	13,486	【福岡サニックスブルース・JR九州サンダース】(1)市民周知の拡大と市民応援団の設立(2)ラグビー(タグラグビーを含む)普及活動(3)市民交流事業の開催【実業団女子駅伝西日本大会(宗像・福津コース)】(1)市民スポーツボランティアの育成(2)開催地実行委員会(3)市民への周知【トヨタ自動車九州 陸上競技部】(1)選手の確保(定住化推進室)(2)宗像市、トヨタ自動車九州、福教大連携【グローバルアリーナ・サニックススポーツ振興財団との連携】	・企業等がトップスポーツの鑑賞機会を提供することで、多くの市民がこれを応援し、また支援する。・市民と選手との交流会や小中学校への選手派遣などにより、市民のスポーツ活動の活性化が推進される。	企業スポーツを支援する取組は先駆的であり、市の知名度アップへの貢献など一定の成果をあげ、市民ファンの増加にも繋がっているが、市民全体への周知はまだ十分でない。 総合的な宗像市のスポーツ振興を見据え、市民参画のスポーツ文化醸成が企業支援と並行して求められる。また、ボランティアなどの人材育成やその活躍の場の拡大が望まれる。	サニックスブルースの応援企画を実施するなど引き続き企業スポーツの支援を行う。企業スポーツイベントの周知や交流会の開催など、近隣地区コミュニティ運営協議会や商工団体、観光団体等との接点を拡大し、スポーツを通じたまちづくりを推進する。 ※平成26年度から福岡サニックスブルースは宗像サニックスブルースに名称を変更し、今まで以上に地域に根ざした市民球団を目指し、宗像市もその支援と市民応援団を設立することにより、同チームを応援し、市民交流促進を図る。	市民応援団を設立し、応援バスツアーを企画・実施した。(福岡市・鳥栖市へ計3回) 実業団女子駅伝西日本大会を10月に開催した。(ボランティア参加者340人)
49	体育施設改修事業	文化・スポ ーツ推進課	3,000	市民のスポーツ活動の場として、体育施設を適切に管理運営し、施設の効率的な利用を図る。	市民のスポーツ活動の場として、体育施設を適切に管理運営し、施設の効率的な利用を図ることで、市民が安全で快適に施設を利用することができ、スポーツや健康づくりの推進を行うことができる。		玄海B&G海洋センター・プールの解体工事設計を行う。	玄海B&G海洋センター・プールの解体工事設計を行った。
50	大島ウォーキング大会 事業	文化・スポ ーツ推進課	1,000	昨年度、10周年記念大会として開催した大島ハーフマラソン大会を大島ウォーキング大会に変更して開催。 平成26年3月に九州オレレに認定された自然あふれる宗像・大島コースを活用し大島ウォーキング(潮騒とメロディーウォーク)を行う。FM福岡、大島地区コミュニティと連携を行い、大会を盛り上げる。	参加者に新緑・潮騒・海の香り・音楽・地元食材と五感の全てを満喫できる機会を提供することができ、合わせて大島の観光PRと活性化が期待できる。	(大島ハーフマラソンの内容) ・事業の目的に適しているため継続し、ハーフマラソンへの拡充などさらに検証して実施する必要がある。 ・宗像大島を、参加者をはじめ、多くの方々に認知してもらうPR効果が大きい事業である。 ・今後は、ボランティアの養成等に工夫し、当日の運営にあたっては、救急体制に十分配慮する必要がある。	九州オレレコースに認定された宗像・大島コースを活用し、ウォーキングの機会提供と宗像大島の魅力をPRする。	九州オレレコースに認定された宗像・大島コースを活用し、5月に潮騒とメロディーウォークを開催、約300人が参加し、ウォーキングの機会提供と宗像大島の魅力をPRした。
51	市民スポーツ支援 事業	文化・スポ ーツ推進課	3,800	各種スポーツ競技において、全国大会に出場の機会を得た個人、団体に対し、その功績を称え、参加のための交通費等の一部を助成する。	全国大会等に出場する選手の個人的な経費負担が軽減され、大会出場が容易になることで、直接的・間接的に「宗像市」をPRすることができる。また市民のスポーツレベル向上につながる。	・各種スポーツ競技の全国大会出場に対して、個人及び団体に補助金を支給することは、スポーツを普及推進に役立ち、技術の向上につながるため、市民の理解を得られる制度である。 ・グローバルアリーナは、様々な宿泊研修に利用しやすい施設であるので、減免する制度も現行どおりでよい。 ・情報の面で不公平が生じることがないよう、周知方法等、今後も留意すべきである。 ・補助するだけでなく、その成果を検証する必要がある。 ・参加費補助金、グローバルアリーナ使用料減額ともに意義があり、補助基準等も妥当性がある。ただし、グローバルアリーナ使用料減額については、単独事業として位置づけるべきである。	各種スポーツ競技において、全国大会に出場の機会を得た個人、団体に対し、その功績を称え、参加のための交通費等の一部を助成する。	各種スポーツ競技において、全国大会に出場の機会を得た個人、団体に対し、その功績を称え、参加のための交通費等の一部を助成している。 また市や学校が主催又は共催で利用したグローバルアリーナの使用料減額を行った。
52	海洋性スポーツ普及 事業	文化・スポ ーツ推進課	24,502	本市の特性である海浜等の水辺を活用した海洋性スポーツの普及等に向け、全国的に海洋性スポーツを通じた青少年の育成を行っているB&G財団と連携し、財団のメニューである指導員養成や各種事業の活用等調査研究を行う。	市民が海洋性スポーツを身近に接することにより、海洋性スポーツの普及、海に対する安全教育、海洋環境の保全を推進していく。	・宗像市の特性を打ち出す事業として、宗像の地域特性を踏まえ、良好に実施されている。この方向で、継続・発展させる必要がある。 ・児童から大人まで多くの人々が参加できる機会がある。今後も、海洋スポーツに興味・関心を持ち、安全で安心して楽しめるスポーツの普及に努める必要がある。 ・協働委託については、調整や責任をしっかりと把握すべきである。	福津市、B&G財団と連携しながら勝浦浜や釣川河口域を拠点としたカヌーやヨットなどの大会、体験会及びビーチラグビーのイベントを開催し、海洋性スポーツ普及推進、海の楽しさの提供と安全やルール等の周知を行う。加えて、小学生全学年を対象としたヨットスクール実証実験モデル事業を行い、海洋性スポーツへの教育の関わり方について調査研究を行っていく。海洋性スポーツの拠点施設を整備する。	6月に商工観光課と共同で、釣川河口域を拠点とした海洋性スポーツ体験事業、マリノフェスタを開催した(約200人参加)。 福津市、B&G財団と連携しながら勝浦浜漁港を拠点としたOPヨット大会(Aクラス14人、B18人、C6人)、夏休み親子ヨットスクール(39組)を行った。また8月にビーチラグビー大会を開催した(41チーム)。 海洋性スポーツの拠点施設である艇庫の設計業務委託を行い、10月に建設工事に着手した。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
53	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	文化・スポーツ推進課	0	平成26年2月に設立した南郷地区総合型地域スポーツクラブ・南の郷クラブに対して、クラブの設立・運営支援を行う。	南郷地区の住民主体で南郷地区総合型地域スポーツクラブを運営することで、コミュニティがより一層活性化すること。	・設立まで関係者の方が多くの努力をされ、事業の理念や南郷地区の方の運営の工夫については評価すべきである。ただし、今後本格的な実施に向けて、会員を増やすための課題は多いと考えられるので、地域の活性化につながり、喜ばれるような活動を充実させていく必要がある。 ・会員登録の増加及び社会体育団体の取り込みが今後の課題と考えられる。 ・今後は、クラブ側の運営状況のチェックを行うとともに、市体協、県体協から必要なアドバイスや人的支援を得ることができるよう、橋渡しの役割を行政が担う必要がある。 ・地域側からの要望に応じ、新地区での展開を図ることは必要と考えるが、南郷地区での実績を踏まえ、慎重に判断する必要がある。 ・今後、助成期間が終了したあとの事業維持や自立した運営がどうすれば可能か検討を行う必要がある。	・toto(スポーツ振興くじ)の自立支援事業を受け、南の郷クラブを設立する南郷地区コミュニティを支援する。・新規設立の検討を行う。	toto(スポーツ振興くじ)の自立支援事業を受け、本年2月に設立した南の郷クラブの支援を行った。会員増に向けて新規教室の開設、チラシ、ポスター制作、配布などの支援を行った。現在10教室、会員116人(大人64人、子ども52人)。
54	市民スポーツ推進事業	文化・スポーツ推進課	11,607	体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体への活動支援や、スポーツ推進委員の育成・ニュースポーツ等の指導者養成を行う。また、平成26年度までのスポーツ振興計画の見直しを行う。	スポーツ活動を通して、地域の健康づくり・体力づくりへの貢献やコミュニティ活動の活性化を目指す。	・体育協会の受託事業の収益部分を協会の独自事業にあてるなど活動充実に向けた活用策を検討すべきではないか。 ・体育協会が主催する事業は、年間に269事業実施されており、多くの会員の市民が参加するなど、充実していると評価できる。 ・体育指導委員も地域での健康づくりに関係団体と連携してかなり貢献しているところやコミュニティでの活動にかかわっているなど評価できるが、一部のコミュニティでは、コミュニティの活動に体育指導委員があまりかかわっていないところもあるので、そういったコミュニティには積極的に助言してほしい。 ・総合型地域スポーツクラブについては、南郷コミュニティをモデルとして進めているが、地域の実情に十分配慮して過度の負担とならないように、また将来安定的に運営できるように地元の理解の浸透を図りすすめてほしい。	スポーツ活動事業や健康づくり事業の推進を行う。 ※平成24年度から体育協会の受託事業の収益金を金海市交流事業や福津市との交流事業に充てている。	スポーツ推進審議会をひらきスポーツ推進計画の策定を行い、答申を受けた。介護予防事業等を通じてスポーツ推進委員が各地区福祉会や地区コミュニティの住民を対象にニュースポーツ、わかめ体操、玄米ニギニギ体操、体力テスト等の指導を行い、健康づくり事業を推進するとともに、各地区の指導者の育成を行っている。 9月に姉妹都市である韓国金海市体育協会が訪れ、柔道、サッカーを通じたスポーツ交流を行った。
55	運動広場整備事業	文化・スポーツ推進課	60,000	玄海小学校跡地に宗像市運動広場(多目的広場・駐車場)を整備する。	玄海小学校跡地に宗像市運動広場(多目的広場・駐車場)を整備することにより玄海地区コミュニティ運営協議会のスポーツ及び健康づくり推進に活用する。			玄海小学校跡地に宗像市運動広場(多目的広場・駐車場)を整備するため設計業務委託を行った。現在、整備工事業者が決定し、11月中旬から工事に入る。3月初旬には完成する予定である。
56	体育施設管理運営事業	文化・スポーツ推進課	76,927	市民のスポーツ活動の場として、市内体育施設を適切に管理運営し、施設の効率的な利用を図る。また学校施設の開放を行い、市民にスポーツ活動の場を提供する。	市民が体育施設を利用し、多様なスポーツ活動を快適に行なうことができること。		市民のスポーツ活動の場として、市内体育施設を適切に管理運営し、施設の効率的な利用を図る。また学校施設の開放を行い、市民にスポーツ活動の場を提供する。	体育施設の指定管理者である一般社団法人宗像市体育協会と連携し、勤労者体育センターを含めた体育施設の適切な管理運営を行った。また学校施設の開放を行い、市民にスポーツ活動の場を提供した。
57	総合スポーツセンター整備事業	文化・スポーツ推進課	12,000	現行3体育館(市民体育館、勤労者体育センター、玄海B&G海洋センター)を廃止し、総合スポーツセンターを整備するため、基本構想・基本計画を策定する。	現行3体育館(市民体育館、勤労者体育センター、玄海B&G海洋センター)を廃止し、市民のニーズやスポーツ観光にも対応する総合スポーツセンターを整備する。		現行3体育館(市民体育館、勤労者体育センター、玄海B&G海洋センター)を廃止し、総合スポーツセンターを整備するため、総合スポーツセンター整備審議会を立ち上げ、基本構想・基本計画を策定する。	総合スポーツセンターを整備するため、総合スポーツセンター整備審議会を立ち上げ、基本構想・基本計画の策定に向けて協議を進めている。
58	文化財調査事業	郷土文化交流課	46,163	埋蔵文化財の有無について事前審査を行い、開発にあたっては遺跡保護の協議を行い、場合によっては、発掘調査を行うなど、開発によって失われる文化財を記録保存する。・発掘調査報告書を刊行する。・埋蔵文化財のみに限らず、市内の文化財について、市民に対し積極的な普及・啓発・活用を図る。・宗像市域における貴重な文化財に対し、基礎調査を実施し、未来へ引き継ぐための文化財指定候補を抽出、保護する。	開発者側と文化財保護行政側が十分な協議をおこない、国民共有の財産である遺跡などの文化財が未調査のまま破壊されることがないよう努める。		効率的な事前審査と発掘調査をおこなうため、埋蔵文化財事前審査システムを活用する。また、文化財の複製品やデジタルデータを用いた新たな保存、活用方法を検討する。なお、指定文化財補助金交付要綱を運用する。	埋蔵文化財事前審査システムは、試験的運用を実施中。また、文化財複製品として田熊石畑遺跡出土品レプリカを作成しており、27年度オープンする歴史公園便益施設での公開を検討中。なお、指定文化財補助金は宗像大社殿拝殿修理及び防災事業に交付。
59	文化財施設等維持管理事業	郷土文化交流課	6,991	・収蔵資料を公開・活用できるよう文化財収蔵施設の整理・維持・管理を適正に行う。また、指定文化財等の保存と活用を図る。	市内に残る史跡・伝統芸能等の宗像遺産の保存・管理等を適正に行い、市民共通の財産(文化遺産)として活用できるようにする。	・文化財収蔵施設の賃料について、特別の設備等を有しない現在の施設に対する賃料(315,000円/月)が妥当かどうか判断が難しい。次の契約更改に際しては、賃料の妥当性や、代替施設(より条件の良い施設)の有無等について十分な検討が必要であると考える。 ・海の道むなかた館の博物館機能を充実させ、収蔵庫との一体的な運用を検討する必要がある。 ・海の道むなかた館での文化財の展示を充実させるために、貴重な文化財の整理や収蔵品台帳の整理を早急に進めていく必要がある。 ・文化財収蔵施設は、現在はプレハブ平屋であるが、今後長期的に安全に収蔵できるのか、検討する必要がある。 ・維持管理の対象となっている史跡は、どれも貴重なものであり、管理費用も妥当であると考えられるが、地元と協働での管理について、検討する必要がある。	・文化財収蔵施設については、市の公共施設に移転する。 ・大島資料館利用事業者を募集する。また、収蔵庫に一括収蔵している文化財資料(埋蔵文化財・民俗資料等)の整理をおこない、収蔵品台帳を作成し、収蔵資料の活用を図る体制を整える。 ・宗像遺産等の草刈等を行い、文化財の保護及び活用を図る。	・文化財収蔵施設は、大井浄水場跡及び大島焼却場への分散収蔵の方針を決定、整理作業を進め年度内に移転完了予定。 ・大島資料館の利活用事業者は現在のところ応募がなく、引き続き募集中。資料館内の整理はほぼ完了し、大島焼却場へ移転する。
60	田熊石畑遺跡整備事業	郷土文化交流課	110,847	宗像の歴史学習拠点として保存・活用を進めようという整備理念に賛同する市民とともに、歴史公園の整備を進めている。平成27年度からの市民参画による活用運営組織による史跡運営を検討する。	国史跡田熊石畑遺跡を宗像の歴史文化を後世に継承できる屋外の歴史拠点施設として整備し、学びを通じた人づくり、郷土づくり、歴史文化遺産を多面的に活用した情報発信地とする。		・市民参画による整備を進めるとともに、サポート団体の育成、平成27年度からの管理運営体制づくりを行う。また、歴史公園一部供用開始に伴い、芝刈等の維持管理を行う。 ・追加指定用地の設計及び整備や多目的広場、園路整備、駐車場整備、一部芝張りを行う。	・育成してきたサポート団体「田熊石畑遺跡村づくりの会」を東郷地区コミュニティの組織内に位置付け、東郷地区コミュニティと一部協働委託で連携するよう管理運営体制の構築を進めている。なお、歴史公園への出入りは本年度工事開始に伴い安全を考慮し休止している。 ・追加指定用地の設計は完了した。整穴住居の屋根ふき体験に使うカヤ場として整備する。公園整備関連の予定されていた工事は現在進行中で、平成27年7月オープン予定。

平成26年度教育委員会事業の中間報告

番号	事務事業名	所管課	H26予算 (千円)	事業内容	事業目的	評価コメント	事業計画	中間時における進捗状況
61	海の道むなかた館 管理運営事業	郷土文化交流課	30,954	世界遺産登録のためのガイド施設、文化財の継承の拠点施設、市内の重要な歴史文化遺産を市民及び来訪者に紹介、体験学習による文化財等の利活用を図るための管理運営。	来館者が快適・安全に宗像市郷土文化学習交流館(海の道むなかた館)を利用できるように施設の維持管理を適正に行う。また、施設における、教育・普及・展示活動や体験学習を適正に行えるように施設整備を行う。		海の道むなかた館の安全な利用及び適切な管理運営を行う。	海の道むなかた館の安全な利用及び適切な管理運営を行うため、本年度前期では、常設、特別展示室及び特別収蔵庫等の展示に係るスペースを、本館全体の警備システムから切り離し、個別の警備システムを導入し、防犯体制の強化を図った。また、施設の老朽化に伴い故障した空調等の修理を行い、快適に来館者が本館を利用できるように施設管理を行った。
62	海の道むなかた館 展示活用事業(文化財活用事業)	郷土文化交流課	31,909	市民及び来訪者に市内の貴重な歴史・文化遺産の展示や公開講座、体験学習などを実施する。地域文化活動の継承、交流、発信を展示やイベント等を通じて支援する。	宗像の歴史や文化について広く知ってもらうことで、市民が地域に対する愛着や誇りを持つとともに、市内外において「沖ノ島と関連遺産群」の知名度を向上させる。また、市内文化活動の継承や交流、発信の拠点施設となることを目指す。	文化財活用事業 ・体験学習は、中学校や遠隔から遠距離の学校では実施されていないため、そういった学校でも体験学習を実施できるように一層の学校との連携が必要である。 ・現在の体験学習は、小学校を主なターゲットとして設定されているため、中学校でも体験学習を活用できるように、先生たちとの連携を図って、体験学習を通じて地域を知るような地元の学習を行うように工夫すべきである。 ・体験学習の内容について、小学校だけでなく中学校でも授業の一環として取り入れられるように、学校、教師と共同で開発するようにはどうか。 ・郷土文化学習施設のオープンにあわせて、小中学生だけでなく、市民も含めて、事業の充実をすべき。	春、秋の特別展や、様々な企画展を実施する。また、地域文化活動の継承・交流・発信に繋がる展示や催しを開催する。小学校等と協力し、歴史学習や総合学習の場として、海の道むなかた館の活用を図る。また、むなかた電子博物館等と協力し、社会科電子教材等の作成を検討する。地域学芸員の知識及び質の向上を図るため、地域学芸員養成講座を実施する。市の広報や、ホームページに加え、市外からの来館者獲得のため、宗像地域以外への広報にも取り組む。	宗像市から出土した考古遺物を紹介するため、春の特別展として「田中幸男と古代の宗像」を、秋の特別展として「ムナカタ国はあったか」を開催した。この特別展では地域学芸員を対象に展示説明会を行い、来館者への説明や案内対応を行った。また、市内の小中学生を対象に社会科見学を実施し、展示や3Dシアターをとおして考古遺物や世界遺産推進に関する説明や体験学習を実施した。体験学習では、火おこし体験や古銭鑄造体験などを行った。夏休みには、毎日、勾玉づくり体験を実施し、大変好評なものとなった。
63	宗像市史編さん事業	郷土文化交流課	5,000	市史については、旧宗像市では、平成元年から平成11年までの編纂事業とあわせて、市史の刊行。旧玄海町は昭和54年と大島村は、それぞれ昭和60年に刊行を終えている。その後、平成15年、17年の2度の合併により、旧宗像市、玄海町、大島村と市域が拡大し、合併10年を契機に、拡大した宗像の地形、自然、歴史のほか、新たな史料の発見などを盛り込んだ新市史を編纂する。	新合併10年を契機に、広い視野から新宗像市の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。		市史編纂審議会を設置し、基本方針についての、調査審議を行う。	・第1回宗像市史編さん審議会は10月9日に開催し、市史編纂基本方針について諮問し、方針について協議した。 ・第2回審議会開催日は、12月5日を予定している。
64	市民文化活動振興事業	文化・スポーツ推進課	16,799	文化事業推進のため、ユリックス及び文化協会との連携を行い、芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭に関する事業を支援する。文化芸術のまちづくり10年ビジョンの進捗管理を行う。特に重点プロジェクト事業である、コミュニティでの鑑賞体験事業、ユリックスでの小4芸術鑑賞モデル事業、データベース化事業を行う。文化芸術活動団体に補助を行い、活動支援を行う。	市民の文化芸術鑑賞体験発表の機会が確保され、文化芸術活動が活発に行なわれている。文化芸術を通じて宗像市への郷土愛とアイデンティティが形成されている。	・むなかた文化芸術のまちづくり10年ビジョンの策定は、非常に意義があったと考えられる。今後は、10年ビジョンの実現による様々な波及効果も見込まれるため、重点プロジェクトの着実な実施に努める必要がある。 ・子どもの頃に本物の芸術に触れる機会を持つことは、非常に重要であるとされる。そのため、今後も子どもが文化芸術を体験する機会を計画、充実させていく必要がある。また、子どもにとっては非常に良いと考えられる事業で入場者数が少ないものもあった。なぜ、入場者が少なかったのか、要因を分析するとともに、広報活動にこれまで以上に力を入れるなどの改善が必要である。	文化協会の事業補助と事務局支援、地域での文化芸術鑑賞体験事業の実施、ユリックスでの芸術鑑賞体験モデル事業実施・検証、アマチュア文化芸術出前隊、データベースシステム構築、文化芸術補助金助成、文化芸術的資源調査モデル事業実施・検証、市の魅力となる文化芸術の創出(音楽祭)、芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、子ども芸術祭	4月に市、ユリックス、市民団体等で実行委員会を立ち上げ、9月に市民音楽祭を宗像ユリックスにて開催した。プレイベントを含め約21,000人の来場者があった。11月に市内小学4年生を対象に九州管楽合奏団による芸術鑑賞体験事業を実施した。文化芸術活動団体の審査を行い、補助金を交付した。芸術祭(5月)、吹奏楽祭(7月)、文化祭(10月)、子ども芸術祭(11月)を開催した。
65	文化芸術振興事業 (次世代文化・芸術育成事業)	文化・スポーツ推進課	3,800	宗像市文化協会加盟の伝統文化関係の各単位協会(舞踊、民謡、茶道、華道、吟詠、詩舞道、三曲、謡曲等)が地域の拠点施設、市内各小中学校及び市内の文化センター等に赴き、行う伝承活動の支援を行う。市、ユリックス及び文化団体が協働で音楽祭を開催。市等が所有する中村兄弟作品を中心とする絵画の展示を行う。	子どものころから本物の芸術文化を鑑賞・体験できる伝統文化の将来の担い手である子どもたちが、さまざまな伝統文化に触れることができる	【提言の概要】 「文化芸術振興事業」については、青少年対象の絵画展は意義がある。先進的な条例で示された理念や内容を計画的に実行することが不可欠である。伝統文化次世代継承モデル事業は、その活用方を学校に積極的に提案する、あるいはルックルック講座等に位置づける等の工夫が必要である。 【提言の具体的な内容】 青少年対象の絵画展は意義がある。先進的な条例であるが、今後は条例で示された理念や内容に対して計画的な実行が不可欠である。伝統文化次世代継承モデル事業は、受入側となる学校への周知だけでは不十分と思われるため、教科等の学習と関連させるなど、積極的に提案してはどうか。また、学校だけでなくコミュニティやルックルック講座等にも位置づけてはどうか。また、ボランティアなどの人材育成やその活躍の場の拡大が望まれる。	小学生が日本の伝統と文化を尊重するための一助として、伝統文化継承モデル事業を本事業化して実施する。青少年が本物の芸術作品に気軽に触れる機会として大きなクス木の下で美術館展を継続実施する。	8月に市内小中学校教員向けに伝統文化研修を開催し、依頼のあった日の里西小学校で謡曲、南郷小学校で茶道・華道についての伝承活動を実施した。
66	人権教育事務	教育政策課	1,414	学校、地域において、人権・同和教育内容・方法等の研究・実践。	市内小・中学校等において、さまざまな人権問題を解消するために、人権・同和教育の研究と推進を図る。	・人権・同和教育は重要であるが、内容や手法について、例年同じような傾向にあるので事業目的を十分考慮して内容の見直し、検討が必要ではないか。 ・事業の目的の部分「様々な人権問題を解消するために」の部分と事業費の内訳との関係が不明確であるため、人権・同和の「同和」の部分に主眼をおいた事業費、事業計画にもむしろ特化することも検討すべきではないか。 ・補充学級について、今後の方針などを地域とともに検討する機会を設けるべきである。 ・教職員の実践交流会については、人権以外の問題にも力を入れていくように促されるため、内容をより人権・同和教育に特化して実施することも必要ではないか。また、参加した教師がその後の活動に本当にいきる内容で企画・実施すべきではないか。 ・近年様々な理由から学習習慣が身につかず低学力に陥る子どもが増えている現状を踏まえ、これにも対応する取り組みとして補充学級を改組する方向で今後検討してはどうか。	教職員研修会及び実践交流会を開催。また、全国各地で行われる講演会、研究会、研修会への参加。	教職員研修会、実践交流会を実施。人権社会確立第34回九州研究会、全日本同和会第55回全国大会、第39回部落解放・人権西日本夏期講座、部落解放研究第48回全国集會に参加。